

伊予市超高速ブロードバンド整備事業 公募型プロポーザルの質問に対する回答

No	質問項目	質問の詳細	回答
1	仕様書 5 事業期間 整備計画 表 6-1 伊予市光ファイバ整備スケジュール（最短案）	仕様書に記載のスケジュールと整備計画に記載のスケジュールが異なったものとなっておりますが、整備計画に記載のスケジュールにてご提案させていただいてよろしいでしょうか。	実施要領 2(5)のただし書きによるものであれば問題ありません。
2	仕様書 5 事業期間 整備計画 表 6-1 伊予市光ファイバ整備スケジュール（最短案）	各工期の工事終了日（整備計画 P12 の第 1 期工事だと令和 5 年度 9 月）は弊社サービスをご希望される住民様による申込み開始日と想定しております。 伊予市様へ納品させていただく書類や住民様のサービス利用開始日（住民様のご都合によりサービス利用開始日は区々になると想定しております）等は工事終了日より後日を想定しておりますがご認識は合いますでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 4 事業概要（2）整備方針③ 整備計画 6 整備スケジュール	仕様書および整備計画に本事業の整備地域の記載がありますが、弊社管理システムの都合上、町丁目および整備地図でのご提示となります。 整備地図は企画提案書に記載させていただきますが、町丁目については弊社ビル単位にて以下を想定しておりますがご認識は合いますでしょうか。	概ね問題ありません。 プロポ当日、伊予市双海町大久保の下灘ビル又は双海ビルの境界等、各期での整備範囲を整備地図で明確に説明してください。

	<p>第1期</p> <p>○下灘ビル 愛媛県伊予市双海町串 愛媛県伊予市双海町大久保</p> <p>○伊予中山ビル 愛媛県伊予市中山町出渕（日南登地区を整備）</p> <p>第2期</p> <p>○佐礼谷ビル 愛媛県伊予市中山町佐礼谷（双海ビルと重複あり） 愛媛県伊予市中山町中山 愛媛県伊予市双海町上灘（双海ビルと重複あり）</p> <p>○双海ビル 愛媛県伊予市双海町高岸 愛媛県伊予市双海町大久保 愛媛県伊予市双海町高野川 愛媛県伊予市双海町上灘（佐礼谷ビルと重複あり） 愛媛県伊予市中山町佐礼谷（佐礼谷ビルと重複あり） 愛媛県伊予市三秋（伊予ビルと重複あり）</p> <p>第3期</p> <p>○伊予中山ビル 愛媛県伊予市中山町栗田 愛媛県伊予市中山町出渕（1期にて日南登地区を整備） 愛媛県伊予市中山町中山</p>	
--	--	--

		<p>○伊予ビル</p> <p>愛媛県伊予市上吾川</p> <p>愛媛県伊予市稲荷</p> <p>愛媛県伊予市双海町上灘</p> <p>愛媛県伊予市中山町佐礼谷</p>	
4	<p>仕様書</p> <p>2 伊予市における情報通信基盤の現状（地図）</p> <p>整備計画</p> <p>5 整備費用と対象地域について</p> <p>(2) 整備対象地域について</p>	<p>仕様書「超高速ブロードバンド未整備・整備区域図」ではロイヤルゴルフ倶楽部は整備対象となっており、整備計画「(2) 整備対象地域について」ではロイヤルゴルフ倶楽部は整備計画に含めないとありますが、ロイヤルゴルフ倶楽部は整備対象ではないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また上記認識の場合、現時点で弊社加入電話サービスのご契約がある住民様がいらっしゃる栗田集会場、栗田橋付近までを整備対象としたのでよろしいかご教授ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>仕様書</p> <p>4 事業概要</p> <p>(2) ④</p>	<p>「整備対象地域のうち、住居及び事業所が存在しない地域については、本市と協議の上、決定するものとする。」とありますが、現時点で弊社加入電話サービスのご契約がある住民様がいらっしゃる箇所を整備対象とした企画提案書、見積書等を提出させていただきますため、住居及び事業所が存在しない地域を整備するとなった場合は、工事スケジュール、見積書を含め別途ご協議いただける認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>候補者決定後、最終的な整備地域について協議を行う予定です。</p>

6	様式第5号 見積書	様式第5号は第1期、第2期、第3期の各工期ごとに1枚、総事業分で1枚の計4枚のご提示でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	様式第5号 見積書 仕様書 9その他(2)	総務省の「高度無線環境整備推進事業」が継続される場合は、原則活用すると記載がありますが、見積書には各工期で活用すると想定した金額を記載としますが、「高度無線環境整備推進事業」が継続されない場合などは別途ご協議いただける認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	様式第7号 自治体と連携した光 ブロードバンドサー ビス実績書	「開始年月」はサービス提供開始日でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 プロポ当日、参考のため「サービス提供開始日」と「サービス利用開始日」の違いを説明してください。
9	様式第7号 自治体と連携した光 ブロードバンドサー ビス実績書	伊予市様ご計画のように、複数年に分かれて提供されている場合は、最初に提供した時期を記載する認識でよろしかったでしょうか。	各工期ごとのサービス提供開始日を記載してください。 例) H29.4.1(第1期) H30.4.1(第2期)
10	仕様書 6参加の手続き (1) 提出書類 【提出書類一覧】	弊社本社所在地の変更にもなう登記簿謄本等の変更登記および、所轄税務署の変更を行っているため「法人登記簿謄本」「印鑑登録証明書」「国税の納付証明書」「市町村民税の納税証明書」が当面取得不可となっております。 以下のとおり旧住所で過去取得書類の写しを一旦提出し、登記完了後に事後提出可能かご教授願います。 【1月19日提出予定書類】	お見込みのとおりです。事後提出は可能です。

		<ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿謄本：登記簿の履歴事項全部証明書（写）※令和3年12月16日付 ・印鑑登録証明書：印鑑登録証明書（写）※令和3年12月16日付 ・国税の納税証明：納税証明書 その3の3（写）※令和3年11月24日付 ・市町村民税の納税証明：納税証明書 令和1年度、令和2年度（写）※令和3年12月20日付 ・その他：弊社公式HP掲載の本社移転のお知らせ（印刷） 	
1 1	仕様書 7 光ブロードバンド サービス提供に係る 要件 (6) ①	「本サービスは将来にわたり継続して提供することとし（以下省略）」とありますが、ニーズの変化や著しい需要減少、また技術革新等による新たなサービス開発や場合によっては事業終了等が想定されますが、そのような場合は別途ご協議いただける認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、地域社会の継続や発展には情報通信基盤が必須であると考えており、住居及び事業所が存在しなくなった地域でも必要性が認識される場合の事業継続等、前向きに地域情報化の推進に協力いただけるかについて、プロポ当日お聞かせください。
1 2	整備計画 表6-1 伊予市光ファイバ整備スケジュール（最短案）	令和4年度の4-6月にご予定されている「光ファイバ整備住民説明会実施」においては電気通信事業法によりお伝えできない内容が出てくる可能性があるため、実施内容は別途ご協議いただける認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。